

第 1 回研究会における委員意見の集約

手話に対する理解不足で困った場面や手話の周知不足を感じる時、手話が使えなくて困った場面

○手話言語話者の団体を代表する者 ▶大村委員・堺様（大川委員代理）・加藤委員・小泉委員

- ・レジや駅の切符売り場で他言語対応はあるのに、手話対応はない。
- ・病院（特に医師は文章を見せればろう者が分かると思っている）
- ・ニュースなどで記者会見を流すとき、手話通訳がついているにも関わらず市長だけが映って手話通訳が切られる。
- ・たとえ短い時間でも映るよう配慮があればいいと思う。こういう時、手話やろう者に対する理解不足を感じる。
- ・観光地での手話ができるガイドがない（駿府城公園など）
- ・区役所窓口で専任手話通訳者が不在の時、手話ができる職員がいないで不便。
- ・学校での懇談会や面接などで手話ができる教師がいない。
- ・警察、消防署も手話ができる署員がいない。特に免許更新の手続きの時が不便。
- ・職員が少しでも手話を表せるとろう者は安心する。
- ・手や顔を怪我したとき、手話を使えず会話ができない→手話が言語であることを意味している。
- ・手話を手ぶり、身振りと思われて、笑われた。
- ・銀行等のATMトラブルの時、電話対応しがなく現金が返ってこない。
- ・職場で孤立する

○障害当事者団体を代表する者 ▶堀越委員

- ・一人暮らしの方が、携帯電話契約で非常に期間がかかった。
- ・本人確認時に、音声電話で確認を行った。お声がでない方で、電話リレーサービスに申し込み(日本財団、手話通訳者が携帯画面でご本人と相手方に伝達。そもそも携帯がないので、協会の携帯にアプリを入れる) 先方携帯会社の電話が込み合っておりかかりにくく、電話リレーサービスが途中で退出等々の課題があった。音声確認ができないことの不便さはとても大きいと思う。手帳のコピー、添付での送信等のお手伝いをした。

○有識者 ▶渡邊委員

- ・災害時の緊急情報
- ・電光掲示板が無い
- ・スムーズな会話環境・学習環境
- ・買い物、乗車、社会生活

▶二神委員

- ・聴覚障害を持つ子ども・家族への手話獲得・習得の機会
- ・聴覚障害児への早期支援の不足(特に親への心理的な支援、情報提供)

手話が言語であるという認識に基づき、理念、役割、施策の基本的事項を定める条例案に盛り込むべき内容

○手話言語話者の団体を代表する者 ▶大村委員・堺様（大川委員代理）・加藤委員・小泉委員

- ・草案すべて（参照：委員提供資料）

○障害当事者団体を代表する者 ▶堀越委員

- ・手話言語条例制定の中で ビフォーアフターを示していただけると、その後の生活がどのように豊かになるのか分かって嬉しい。

○有識者

▶渡邊委員

- ・音声言語と手話言語が対等であるという理解の普及
- ・中途失聴・難聴者の存在の理解

▶二神委員

- ・聴覚障害のある子・家族への手話獲得の機会
- ・手話を必要とする幼児・児童・生徒・学生への手話による学びの保障
- ・災害時の支援の課題（意思疎通支援事業による手話通訳者も被災する。地域密着型の支援では対応できない）

本市において優先順位が高いと思われる施策（どのような施策が展開されると、条例の目的達成にかなうと考えるか）

○手話言語話者の団体を代表する者 ▶大村委員・堺様（大川委員代理）・加藤委員・小泉委員

- ・市の責務が優先順位が高い。それを率先すれば、事業者や市民もついていく。
- ・静岡市の取り組みに「登録手話通訳者の研修」を入れる。

○障害当事者団体を代表する者 ▶堀越委員

- ・条例制定後の様々な体制整備が重要だと思う。

○有識者

▶渡邊委員

- ・手話により学習権の保障
- ・差別のない社会、合理的配慮の必要性
- ・手話の理解者の拡大
- ・手話通訳者の養成
- ・最終的には地域共生社会の実現

▶二神委員

- ・保健師への研修の機会
- ・医療機関（特に産婦人科）への理解啓発のための施策(パンフレット・ポスターの設置等)
- ・遠隔手話通訳の日常的な活用